

平成 25 年 3 月 29 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について

都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 2 月 15 日付けで株式会社鉄鋼ビルディングから申請のあった民間都市再生事業計画について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました。

(内容等については別紙参照)

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：本村、柳井

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 25 年 3 月 29 日
2. 認定事業者の名称 株式会社鉄鋼ビルディング
3. 都市再生事業の名称 (仮称) 新鉄鋼ビル建替計画

4. 都市再生事業の目的

本事業においては、羽田空港の国際化・24 時間化に対応した都心受入施設（「地域に開かれた空港直通バス待合い施設」及び「ビジネスコーナーやラウンジ等を備えたビジネスサポート施設」）の整備、24 時間・多言語対応のコンシェルジュサービス等、高い水準のサービスを提供するサービスアパートメントの整備を行い、国際ビジネス拠点としての機能強化を図る。また、人の動線を受け止める広場の創出や地下鉄コンコース接続部のバリアフリー化の実現による歩行者ネットワークの強化、先進的な環境技術の導入や敷地内緑化の推進による環境負荷低減等の取組を進める。これらの実現により地域の魅力や活力を向上させ、東京の都市再生に貢献することを目的とする。



5. 事業施行期間 平成 25 年 4 月 15 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日

6. 事業区域

- (1) 位置 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 12、1 番 13、1 番 14、1 番 15、1 番 16、1 番 17、1 番 18、1 番 20、1 番 26、1 番 27、1 番 43、中央区八重洲一丁目 102 番、102 番 2、104 番、106 番、202 番
- (2) 面積 12,650.44 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	容積対象面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	地上 26 階 地下 3 階	5,600 m ²	117,000 m ² (103,590 m ²)	7,399.67 m ²	1399.9%	75.6%
合計		5,600 m ²	117,000 m ² (103,590 m ²)	7,399.67 m ²		

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、避雷針、昇降機、防災設備
- ・ 用途 事務所、ホテル、物販店舗、飲食店舗、自動車車庫、自転車駐車場

(3) 公共施設の種類・規模等

広場 791.71 m² 緑地 340.20 m² 道路 1,689.27 m²

8. 事業経緯

平成 25 年 4 月 15 日 工事開始
平成 27 年 3 月 31 日 工事完了予定

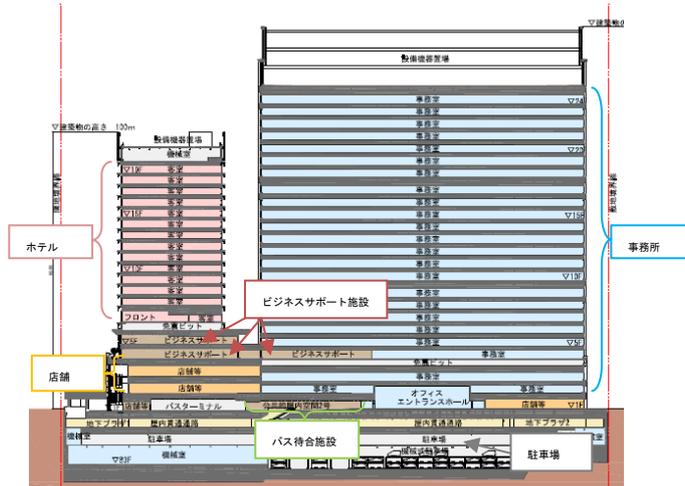
■ 事業スケジュール

平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計、実施設計、確認申請											
				着工							
				建築工事				竣工			

■ 外観イメージ



■ 概要図



■ 周辺状況

